

## インドネシアにおける意匠 の機能性および視認性



ヘンドラ・  
ステアワン  
弁理士  
Frans &  
Setiawan  
Law Office



齋藤英輔  
弁理士  
TMI  
総合法律  
事務所

Frans & Setiawan Law Office は 2019 年に設立され、ジャカルタとバンドンに事務所がある。ヘンドラ・ステアワン弁理士は、知的財産法の分野で 10 年以上の経験を持つ同社の知的財産グループの責任者である。

TMI 総合法律事務所は 1990 年に東京において開設され、国内外に拠点を持つ。特に ASEAN には、6 つの海外拠点を有している。齋藤英輔弁理士は、現在は、ジャカルタデスクにて、インドネシアでの日本企業の活動のサポートに従事している。

インドネシアの工業意匠（以下、「意匠」）に関する 2000 年法律第 31 号（「意匠法」）では、意匠が保護されるには視認性が必要としている。現行意匠法は、機能によってのみ決定される意匠の登録が許可されるかどうかについては言及していないが、2016 年に提出された意匠法改正法案では、機能のみによって決定される意匠の登録を認めていない。

### 1. 意匠の視認性

インドネシア意匠法第 1 条(1)では意匠を次のように定義している。

#### 第 1 条

本法において、

(1)工業意匠(以下「意匠」という。)とは、形状、輪郭または立体もしくは平面形状における線または色彩からなる構図もしくは線および色彩またはそれらの組合せに関する創作であって、美的価値を有し、立体または平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品または手工芸品の生産に使用されるものである。

さらに、意匠法解説<sup>1</sup>の第 11 章第 4 段落目の注釈では、意匠法の原理として、意匠を「美的価値」を有し「繰り返し量産可能」な産業財産の所有権であるとしている。

上記の規定に基づき、意匠法の下では、法的保護の対象は、製品の最外部の形態に限定され、ある意味では、美的価値または視覚的外観のみが保護されていると解される。したがって、インドネシア意匠法では、意匠を保護するために、美的価値または視覚的外観に関する視認性が必要である。

インドネシアには、現在の意匠法の公布前には意匠に関する法律は存在しなかったが、1997 年の経済危機の後、IMF による司法改革の義務付けにより、知的財産保護の強化を求められ、意匠法が制定された。保護が付与される意匠に、美的価値または視覚的外観の観点から視認性を要求するという概念は、この法律の制定時にまとめられた。

執筆者らの知る限りでは、インドネシアにおける意匠に関する係争の主な争点は、美術的な形状または意匠構成、および意匠の新規性の要素の解釈、すなわち、著しく類似しているか、新規性の要素が存在しているかである。本稿執筆時の裁判例に基づいて、現在の意匠法の下で意匠の視認性要件に対する明確な例外が認められた事案はみあたらない。

なお、意匠法注釈第 1 章 4 段落目にある「繰り返し量産可能」という点に関し、意匠保護の概念は、製品を繰り返し大量に生産するために使用できる創造物を保護することを目的としている。このことは、顧客の要求に合わせて特定の仕様（特に利用される技術や想定される機能に関する仕様）に基づき調整される製品で、量産されない製品は、意匠法によって保護されないことを示している。

<sup>1</sup> PENJELASAN ATAS UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 31 TAHUN 2000 TENTANG DESAIN INDUSTRI

## 2. 意匠の機能性

現行のインドネシア意匠法では、機能によってのみ決定される意匠の登録制限については言及されていない。

他方で、裁判例において、裁判官が下した法的考慮事項として次のものがある。

「日光から保護するための『追加的な機能』も持っているとしても、このことをもってその意匠の登録が取り消されることはない」（最高裁判所判決 453 K / PDT.SUS-HKI / 2013）。

したがって、同様な議論に基づき、意匠の機能性を意匠登録の取消のための試金石とする試みは、裁判所によって、上記最高裁判所判決が参照されて、否定されるものと推定する。

## 3. 改正意匠法案

現在、インドネシア政府は改正意匠法案を準備中であると理解している。本稿執筆時点では、2019年7月に法案が政府によって議論されたということを除き、インドネシア下院で法案が公布される時期および内容に関する具体的な情報は有していない。

参考として、以下に、2016年に提出された草案に基づいた「法案」について解説する。

第一に、法案では、意匠を保護するために、引き続き美的価値または視覚的外観の観点から視認性が要求されている。

法案第1条(1)の定義は以下の通りである。

意匠は外観であり、製品は全体的または部分的に美的価値を有し、外観は線、色彩、線と色彩を組み合わせた構図、形状、構成、パターンおよび装飾を含む特徴により創造される。

さらに、法案解説<sup>2</sup>第1章第10段落めで、「本意匠法の基本原則は、美的価値を有する産業財産の所有権の認識である」としている。

第二に、法案では、機能のみによって決定される意匠の登録が禁止されており、この点につき現行法と比較して明確にされている。

法案第5条は次のことを規定している。

次の場合、第2条で述べた意匠権は認められない。

- a. 意匠の特徴が、機能的または技術的な目的のためにのみ創造されている場合；
- b. 意匠が伝統的知識または伝統文化による表現で、その発展や改良がされていない場合；または
- c. 法律、公序良俗、宗教または品位に反する意匠である場合

なお、法案解説第2章第5条で、「意匠の特徴が、機能的または技術的な目的のためにのみ創造されている」とは、製品の技術的な機能を実現することのみを目的とする、美的価値を備えない意匠であり、例として、美的価値の側面を考慮しない特定の自動車エンジンに使用されるピストン製品が挙げられるとしている。

<sup>2</sup> インドネシア改正意匠法（2016年草案）の後半に添付されている「RANCANGAN PENJELASAN UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR..... TAHUN..... TENTANG DESAIN INDUSTRI」

## 【ソース】

- ・インドネシア意匠法（2000年法）

[https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu\\_pp1/uu\\_no\\_31\\_th\\_2000.pdf](https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/uu_no_31_th_2000.pdf)

（特許庁参考仮訳）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/indonesia-ishou.pdf>

- ・インドネシア意匠法（2000年法）解説（PENJELASAN ATAS UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 31 TAHUN 2000 TENTANG DESAIN INDUSTRI）

[https://www.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/desain\\_industri/uu\\_no\\_31\\_th\\_2000\\_penjelasan.pdf](https://www.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/desain_industri/uu_no_31_th_2000_penjelasan.pdf)

- ・インドネシア改正意匠法（2016年草案）（解説を含む）

<https://m.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt57b5903c26deb/node/481/rancangan-uu-tahun-2016-desain-industri#>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）